

# アスマライズ通信

アスマライズ事務局 Vol. 28

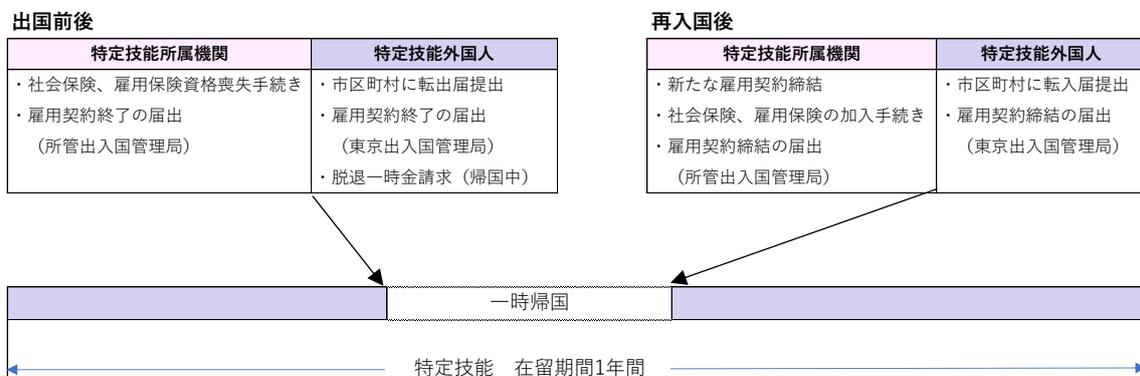
## 特定技能外国人の一時帰国について

自社で働く特定技能外国人から、里帰りなど一時帰国の申し出があった場合、必要な休暇を取得できるように配慮することが望まれ、有給休暇または無給休暇を取得させる必要があります。

日本に在留する外国人がみなし再入国許可を受けずに出国すると、在留資格や在留期間は消滅し、改めて在留許可申請をしなければならなくなりますが、空港で入国審査官に対し「再入国出国記録」を提出し出国することにより、再入国後も同じ在留資格で継続して就労できるようになります。みなし再入国許可の有効期間は、出国日から1年間とされ、1号特定技能外国人の在留期限は出国後1年未満に到来するので、その在留カード期限までに日本に戻ってくる必要があります。在留カードの期間更新申請中にも一時帰国は可能ですが、在留期間満了の2~3ヶ月前に期間更新申請手続きを行いますので、特定技能外国人から一時帰国の申し出があった場合、事前に当組合へご相談下さいようお願い致します。

雇用継続したまま一時帰国する場合は、特定技能所属機関（受入れ企業）は特別な手続きは不要ですが、脱退一時金取得等のため一旦退職し一時帰国する場合は、出入国管理局への届出が必要となります。また、脱退一時金の請求は外国人本人が行うものとなりますが、それに伴い特定技能所属機関は社会保険・雇用保険資格喪失の手続きも必要となります。後々トラブルとならないように一時帰国の申し出があった場合は、帰国期間や理由を話し合い確認する必要があります。

### 【脱退一時金請求の一時帰国 必要な手続き】



※一時帰国期間も特定技能の通算5年に含まれます。

※登録支援機関との支援委託契約は一時帰国期間中も継続したままとなります。

## 新規組合員企業のご紹介 吉田整備株式会社様

岐阜県可児市に販売店舗及び工場があり、お客様の「安全」と「安心」のため整備はもとより、車の購入から定期点検・車検・钣金・保険まであらゆるサービスを提供されています。IHI製のオゾン発生機を活用した車内の殺菌消毒・脱臭や室内清掃はコロナウイルス殺菌効果もあるため人気があり、当組合の社用車の車検・点検等も吉田整備様にて行って頂いております。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 代表者  | 代表取締役 吉田猛志                        |
| 所在地  | 岐阜県可児市下恵土446                      |
| TEL  | 0574-62-1277                      |
| FAX  | 0574-63-5585                      |
| 営業時間 | 8:30~19:30                        |
| 設立   | 昭和46年5月                           |
| 資本金  | 1,000万円                           |
| 従業員  | 14名                               |
| 事業内容 | 各種国産車及び輸入車販売（新車・中古車）<br>民間車検・钣金塗装 |

また、感謝の気持ちと絆を大切にされているため『感謝祭』などのイベントも開催され、地元のお客様に限らず、多くのお客様が来店されています。お車についてお困り事・相談等ございましたら、一度来店されてみてはいかがでしょうか。



### 年末年始のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ながら、弊組合は下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。

**年末年始休業期間 2022年12月29日から2023年1月8日まで**

休業期間中は何かとご迷惑をおかけいたしますが、お困り事等ございましたら、担当者までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

新年は2023年1月9日より通常営業させていただきます。

来年も変わらぬお引立てのほど、宜しくお願い申し上げます。